

- 1. 開催日時 令和5年2月10日(金)午前9時30分から午前10時40分
- 2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室
- 3. 出席委員 39人 欠席委員 1人

• =====================================	文 50% 50m 文文	- / \	
議席番	号 出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	欠
19	出	39	出
20	出	40	出
	* = (

議長 (会長)

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 東近江市農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告 について

報告第2号 田畑転換等農地の形状変更届出の報告について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

	局 長	出	主事	出		
	参 事	出				
	主 任	出				

農業水産課

主任	出	

6. 会議の内容

議長 ただいまから令和4年度、第11回(2月期)の月例総会を始めます。

現在の出席者数は39名、欠席者数は1名ですので、この総会は成立いたします。 それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 26 番 〇〇 〇〇 委員、28 番 〇〇 〇〇 委員のお二人を指名 します。

よろしくお願いします。

議 長 日程第2は、議事の上程です。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので許可することについて意見を求めます。

今回、6件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。

契約の種類につきましては、番号1から番号2、番号4から番号6が売買、番号3が贈与です。

いずれの案件も、譲受人の取得後においての耕作面積は下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具について、譲受人は、トラクター、コンバイン、 田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられ ます。経営農地について、いずれの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で 耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件の全てを満たしている と考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいており、問題はないと考えます。

以上、ご審議よろしくお願いします。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。 番号1から番号6まで一括してご意見ご質問をお受けします。 ご意見ご質問はございますか。
- 議 長 ご意見はございませんか。
- 議長特にご意見が無いようですので、採決に移ります。 番号1から番号6まで、承認される方は挙手をお願いいたします。
- 議 長 賛成多数と認めます。 よって本案は可決承認いたしました。
- 議 長 次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題 とします。 事務局から説明願います。
- 事務局 それでは議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったの で、許可することについて意見を求めます。

番号1について説明いたします。

本件は、川合町に居住する者が同町地先の農地1筆、面積194平方メートルの土地を賃貸借で権利取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、農地転用の許可を受けずに貸人の父が土地を造成し、 駐車場として利用していたため、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在借人は川合町で自営業をしておりますが、自己用駐車場が狭く、来客用駐車場もないため、自宅兼事務所に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、8台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透にて処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。 担当農業委員は、○○ ○○委員です。

番号2について説明いたします。

本件は、近江八幡市上野町に居住する者が上岸本町地先の農地1筆、面積866 平方メートルの土地を売買により取得し、住宅として利用するために転用の申 請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は現在、妻の実家に同居しておりますが、子どもが産まれて家族が増え、現在の住まいでは手狭となるため、自らの住宅建設に自身の実家の隣地で利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が67.17平方メートルの住宅建設と自家用車及び来客用の駐車場として利用されます。

土地の造成後は転圧仕上げとし、雨水については、地下浸透及び既設側溝へ放流されます。

なお、令和4年11月14日付の農業振興地域整備計画いわゆる青地から白地への一部変更についてが提出されております。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号3について説明いたします。

本件は、青野町に所在するカードゲーム等の製造、販売を営む法人が同町地先の農地1筆、面積1,000平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、事業拡大に伴い、新たに従業員用の 駐車場38台分が必要になり、本社に近くて利便性の良い当該申請地を選定され ました。

土地の利用計画については、従業員用の駐車場38台分として利用されます。 土地の造成計画につきましては、現状地盤から盛土を行い、転圧仕上げとする 計画です。雨水については、敷地内に側溝を設置し、北西側排水路へ放流し処 理されます。

また、本申請地は農振農用地いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号4について説明いたします。

本件は、愛荘町に居住する者が今在家町地先の農地3筆、合計面積742.83平方メートルの土地を売買で取得し、自己が経営する会社への貸事務所及び貸駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は、申請地の隣で仮設事務所として事業を行っていましたが、今回正式に会社の移転を行うことになり駐車場が不足するため、隣地で利便の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自己が経営する会社への貸事務所及び貸駐車場として利用されます。また、貸事務所については、仮の事務所として使用している既設の倉庫を移設、改修して使用されます。

土地の造成計画につきましては、転圧仕上げとする計画です。雨水については、

地下浸透で処理されます。

また、本申請地は農振農用地いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号5について説明いたします。

本件は、大阪市に居住する者が栗見出在家町地先の農地2筆、合計面積494平 方メートルの土地を売買で取得し、トレーラーハウス駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、自然豊かで文化が多様な地域で休暇を満喫し、また農業体験をするため、鈴鹿山脈から琵琶湖までアウトドア体験ができ、交通アクセスが良く、周辺に多くの農地がある利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、トレーラーハウス駐車場及び多目的広場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、整地をして砕石仕上げとする計画です。雨水については、東西の市道側溝へ放流処理されます。

栗見出在家町自治会と事前に協議を行い、準構成員として自治会活動にも参加 されます。

また、本申請地は農振農用地いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号6について説明いたします。

本件は、沖野一丁目に居住する者が青野町地先の農地1筆、面積499平方メートルの土地を売買により取得し、住宅用地として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在譲受人はアパートに居住していますが、手狭になってきたため、自己用戸建専用住宅が必要になり、利便性が良い申請地を選定しました。

土地の利用計画につきましては、住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、転圧仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

また、本申請地は農振農用地いわゆる白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号7について説明いたします。

本件は、布施町に居住する者が芝原町地先の農地2筆、合計面積415平方メートルの土地を売買で取得し、農作業用倉庫及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件の一部については、譲渡人の夫が農地転用の許可を受けずに昭和 55年頃から農作業用倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は認定農業者であり、現在芝原町でも営農をされております。譲受人は営農規模の拡大を図っており、

新しく農作業用倉庫及び駐車場が必要であり、所有農地に近く、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農作業用倉庫及び駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の農作業用倉庫部分は造成等の工事は行わず、駐車場部分は現状地盤からすきとり、盛土を行い、転圧後砕石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本件については事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いします。

22番 2月6日に○○委員、○○委員と事務局2名と一緒に事前調査を行いました。 番号1は川合町の案件です。この案件は借受人が陶芸品を製作し販売もされて いるそうですが近くに自己用駐車場も来客用駐車場もなかったため、駐車場と して利用したいとして申請されたものです。

土地形状はかなり細長く敷地面積も大きくはないのですが、既にカーポートが設置されており、土地所有者の亡き父が許可を受けずに転用されたということで顛末書付き申請となっています。隣地に農地はなく問題はないと思います。番号2は上岸本町の案件です。これは現在近江八幡市内に住んでいる方からの申請で、今は妻の実家に同居しておられるそうですが近々お子さんが生まれる予定とのことで、妻の実家では手狭でプライバシーも守れないということで、自身の実家へ同居も検討されましたが、同様の理由で新居が必要ということで八日市地区を中心に探されたそうです。

しかし、条件に合うよう様な物件が見つからず、母方の祖母から地元に戻ってくるのであれば当該申請地を譲ってもよいと申出があったことから、自身の実家の隣地であり父母から子育てのサポートも受けられるし、将来の父母への生活支援もしやすいことから転用申請を行ったものです。

実家も何年か前に転用し住宅建築されていますが、その残地へ住宅を建築されるというものです。敷地への進入は実家敷地を利用するということです。 問題はないと思います。

議 長 ありがとうございました。 続いて調査報告をお願いいたします。

15番 それでは番号3と番号4について報告します。

番号3の案件は青野町で操業されている $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 社の関連会社の $\triangle\triangle\triangle\triangle$ 社さんが業績好調で事業拡大を計画されることになり、従業員用駐車場を必要とされ転用申請されるものです。

隣地には○○○○社の駐車場や建設会社の資材置場があり、上空には高圧電線

があることから建物は建てられない土地です。

地元企業で雇用も期待でき周辺へ影響を及ぼさない駐車場利用ということで調査員全員がやむを得ないということで一致しました。

番号4は今在家町の四ツ辻にある○○○番○外2筆 742.83 平方メートルの土地を愛荘町に居住している事業所の役員が購入されるという申請です。

譲受人は既に入口の接道部分の土地を取得、事務所として使用されており申請 地の利用の自由度はかなり限定されています。

また、入口接道部分の既存事務所兼倉庫は道路側に出っ張り加減で余裕なく建築されており、車の出入りがしにくい状況です。

そのため、今回申請する土地と一体利用で活用しようとするもので、申請地は 単独での利活用は難しい場所です。位置はちょうど集落の中の土地で登記地目 は農地ですが耕作実績は見られませんでした。周辺に影響を与えるおそれはな くやむを得ないと思います。ただ、転用に直接関係はないのですが県道から進 入する道路が狭く2トンを超えるような大きな車両は出入りが難しいと感じま した。

議 長 ありがとうございました。 それでは最後に番号5から7までお願いします。

14番 番号5の栗見出在家町の案件ですが、土地の東西が道路に面した整形地です。 保全管理はできており不動産会社の小さな目印看板もあります。

> 譲受人は大阪の方で、日常喧騒の中で生活されており休暇は静かな場所で過ご し自然に接したいということから不動産屋を通じて適地を探しておられたよう です。琵琶湖に近く自然も一杯で最適ということで求められたそうです。

> 珍しいのはトレーラーに乗せられたハウスを設置されるということです。大きさは11メートル×3.2メートル幅ということで高さは3.9メートルあり、特殊車両に該当し許可を得て運んでくることになります。その中には生活に必要な設備が整っており居住空間が確保されています。

車両の両サイドには上下水道に接続できる設備もあります。

ハウスということで通常はしっかりした強固な土台の上に設置されるものをイメージしますがトレーラーですのでタイヤがついた土台に固定されるようです。タイヤ付きですから気の向くままに移動が可能ですが、譲受人は地元自治会とも協議されて準構成員となられるとのことであり、周辺土地への影響もなく問題ないと思います。

番号6の案件は青野町の案件です。土地所有者の方は現在遠く離れてお住まいで維持管理が大変であることと、譲受人は現在の住まいが手狭であることがうまくかみ合って、この話が整ったということです。

場所は国道 421 号に面し、既存の宅地の裏は畑地になっています。空地のまま活用されないというのはどうかと思いますので、住宅を建築し居住するということでやむを得ないと思います。

番号7は芝原町の案件です。農地所有者は農業を廃業されることになったので、 芝原町でも営農されている布施町の認定農業者の方に農作業用倉庫や駐車場を 売買するという申請です。

譲受人は大豆を作られていますが、芝原町では大規模は場整備の計画があることから農地を取得し野菜、大豆、水稲というようなローテーションで規模拡大を考えておられ、営農機材等の倉庫として利用するため、ちょうど農業を廃止

される譲渡人との間で話がまとまったものです。

一部顛末案件ですが、集落内農地で農業利用されるものでありやむを得ないと思います。

議長 ありがとうございました。 それでは番号1に戻り、ご意見を伺っていきたいと思います。 番号1について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議長ございませんか。よろしいですか。

(以下、番号6まで意見及び質疑なし)

議 長 番号7についてはいかがですか。

1番 譲受人は布施町の認定農家ですが、地元の布施町にも大きな農業用倉庫を建設 されており、集荷場もあります。 売買取得の申請は農業用倉庫と駐車場ということですが、集落も地元ではない ことから何らかの目的があるのか聞いていますか。

事務局 譲受人は布施町在住ですが、芝原町にも農地を所有されていることから、その 農地近くで取得されるということです。

1番 問題はないと思いますが、布施町にも倉庫を持っておられるので芝原町とはそんなに距離も遠くないので、この土地を購入される必要があったのかどうかなと思ったのです。集落が違いますし、芝原町にも農地を持っておられるということで問題はないと思いますが。何か他の目的があるのかなと思いましたもので。

40番 地区担当委員の○○です。この件に関しましては、譲受人は芝原町地先にかなりの農地を所有されていることもありますが、耕作に関してもかなりの規模を受託されています。

譲渡人の家では、耕作者が急に亡くなって耕作が続けられないことから全ての 農地を処分するということで、家屋敷も処分されてこの譲受人が取得されるそ うです。そのような事情から全て移転されるということです。

1番 わかりました。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

議 長 無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1から番号7まで一括して採決します。

承認される方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。 よって本案は可決承認いたします。

議 長 次に議案第3号「事業計画変更承認申請について」を議題とします。 事務局から説明を願います。

事務局 それでは議案第3号「事業計画変更承認申請について」、次のとおり申請があったので承認することについて意見を求めます。

本件は、令和4年9月期月例総会にて、贈与により取得し、農家住宅として利用するため許可をいたしました。

今回の変更申請理由につきましては、当初、駐車場として利用する土地は転圧 仕上げで整備する計画でしたが、車庫を建築することに変更し、当初の目的で ある農家住宅は変更なく事業継承して転用するという変更承認申請があったも のです。事業計画変更が必要になるのは、風雨をしのぐために車庫を建築する ためです。

変更内容は、駐車場に新たに車庫を建築されることのみであり、そのほかについては、当初計画に従って事業が引き継がれ実施されることが確実であります。 したがって、周辺農地への影響は変更後も変わらず、農地転用許可基準により 転用許可相当と認められることから、承認することが相当と考えます。

また、添付書類についても問題ありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

事業計画変更の承認はやむを得ないと判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長事務局の説明が終わりました。 議案第3号について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議 長 無いようですので採決に移ります。

議案第3号「事業計画変更承認申請について」を承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。

よって本案は可決承認いたしました。

議 長 次に議案第4号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。

なお、本議案については関係者に、○○ ○○委員、○○ ○○委員、○○ ○○ ○委員がおられます。

農業委員会法の「議事参与の制限」規定により、当該案件の審議開始から終了まで一時退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは事務局から説明を願います。

事務局 農業水産課の○○です。よろしくお願いします。 議案の説明の前に一部訂正をお願いします。訂正箇所を申し上げます。 35ページの番号 53 の始期日が 3月1日となっていますが、3月 10 日へ修正をお願いします。

また、次のページの36ページの番号54も同様に、始期日の3月1日を3月10日へ修正をお願いします。

繰り返します、35ページ番号53の始期日を3月10日に、36ページの番号54の始期日を3月10日に訂正をお願いします。

御迷惑おかけしますがよろしくお願いします。

それでは、議案第5号東近江市農用地利用集積計画(案)を説明します。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画 を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は2月28日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることになります。

今回の所有権移転は6件35 筆41,644 平方メートル、利用権設定は55件143 筆255,540.89 平方メートルです。設定を受ける認定農業者は24名で244,027平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約82パーセントです。

まず、議案の1ページから7ページが所有権移転で、8ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページ及び2ページの番号1の所有権を移転する農地は芝原町と東今崎町の21筆であり、合計10,000,000円を対価として売買により、令和5年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は芝原町に居住する者で、移転を受ける者は布施町に居住する認定農業者となっております。

3ページの番号2の所有権を移転する農地は今堀町の10筆であり、合計4,789,800円を対価に売買により令和5年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は今堀町に居住する者で、移転を受ける者は外町に所在する認定法人となっております。

4ページの番号3の所有権を移転する農地は宮荘町の1筆であり、300,000円を対価に売買により令和5年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は宮荘町に居住する者で、移転を受ける者も宮荘町に居住する認定農業者となっております。

5ページの番号4の所有権を移転する農地は小田苅町の1筆であり、500,000 円を対価に売買により令和5年3月10日に所有権が移転されます。移転をする 者は小田苅町に居住する者で、移転を受ける者も小田苅町に居住する認定農業 者となっております。

6ページの番号5の所有権を移転する農地は横山町の1筆であり、交換により令和5年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は横山町に居住する者で、移転を受ける者も横山町に居住する者となっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である 〇〇〇社の構成員であり、農地を取得したと同時に、〇〇〇社に利用権設定を する予定です。利用権設定については、議案書 35 ページ番号 53 に該当し、令 和 5 年 3 月 10 日を始期日としております。このことから、農業経営基盤強化促 進法第 18 条第 3 号 2 項により、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員である ことから、所有権移転と同日付で法人への利用権設定をすることによって所有 権移転ができるものです。 7ページの番号6の所有権を移転する農地は横山町の1筆であり、交換により令和5年3月10日に所有権が移転されます。移転をする者は横山町に居住する者で、移転を受ける者も横山町に居住する者となっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である農事組合法人〇〇〇の構成員であり、農地を取得したと同時に、〇〇〇に利用権設定をする予定です。利用権設定については、議案書 36 ページ番号 54 に該当し、令和 5 年 3 月 10 日を始期日としております。このことから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号 2 項により、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

なお、今説明させていただいた番号5の○○氏と番号6の○○氏の田を交換となります。

次に貸借の利用権関係ですが、8ページから37ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっています。

そして、37ページの次のページ以降には、中間管理機構事業分として利用権設定の議案を上程しております。

中間管理事業に伴う利用集積計画(案)を説明させていただきます。

所有者である貸し手から農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸付されるための利用権の設定です。

農地中間管理事業に伴う集積計画(案)につきましては、設定を受ける者である借受人は、滋賀県農林漁業担い手育成基金となり、農用地利用集積計画についても令和5年2月28日の公告を予定しており、始期日は令和5年3月1日となります。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられます ことから、農用地利用集積計画(案)の決定をお願いするものです。 ご審議よろしくお願いします。

議 長 説明は終わりました。

審議に入る前に、○○委員、○○委員、○○委員は一時退席をお願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。 本案について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

28番 本案の賃貸借の部分についてですが、賃貸借の期間についての制度上の規定はありますか。

というのは期間が 50 年という定めのあるものがあり、50 年というと双方の当事者が亡くなられる可能性があるのではないかと思います、その辺をどのように解釈するのか確認をしたいと思います。

事務局 この法律で定められる期間の最長が50年となっています。 ご質問の案件は以前から同じ条件で賃貸借されておりますが、今回半永久的に 賃貸借したいというお考えです。

議 長 議案書では12ページの番号11ですね。

事務局はい。その件のご質問だと思います。

○○さんから○○さんへ半永久的に賃貸借したいという申出があり、従前の契約を一旦解約されて、今回の50年の申出がありました。

お話を聞いたところ、いつかのタイミングで対象農地を○○さんへ移転したいというお考えのようで、双方合意の上で書類提出があったものです。

28番 認められる最長期間が50年ということでやむを得ないと思いますが、どちらかの当事者が亡くなられたとき、継続の問題が生じるおそれがありそうなので、その辺の管理をきちんとできるよう整理しておいてほしいと思います。よろしくお願いします。

事務局はい。機構とも調整しながら対応していきたいと思います。

議 長 これは経営基盤強化法の運用規定か何かで最長 50 年と規定されているのですか。

事務局 はい。そうです。

議 長 このようなケースは私も初めて見ます。

この場合、売買でなくても認定農業者、大規模農家の育成、経営をしっかり確保していくための基盤強化法なので、その法律に関して最長 50 年と規定されているということですね。

事務局 はい。

議長○○委員、よろしいですか。

28番 はい。結構です。

議長はかにございますか。

3番 今の50年の件ですが、設定する者と設定を受ける者のどちらかが50年の間に 亡くなられた場合は、再度相続人が利用権設定をやり直すことになるのですか。

事務局 設定する者の所有者の方が亡くなられた場合は契約が存続します。設定を受ける者(耕作者)が亡くなられた場合は、耕作に影響しますので一旦相続人代表の方と解約していただき、その後のことを協議していただくというのが基本的な流れになります。

これまでの審議案件でも設定する者の欄に「相続人代表」という表記がたくさんあったと思いますが、亡くなられた場合で解約の申出がない限りは耕作者さんの権利が有効に続くというご理解をいただきたいと思います。

議長○○委員、よろしいでしょうか。

3番 はい。結構です。

- 議長 ほかにございますか。
- 議長 無いようですので採決に移ります。 議案第4号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を承認される方は

挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成と認めます。

よって本案は可決いたしました。

審議が終了しましたので、3人の委員には入室、着席をお願いします。

次に第5号議案「農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。 議長 この案件については、関係者の中に、○○ ○○委員、○○ ○○委員、○○ ○○委員、○○ ○○委員、○○ ○○委員、○○ ○○委員がおられます。 議事参与の制限があることから当該案件の審議が始まりましたら、一時退席を お願いいたします。

それでは事務局から説明願います。

事務局 説明する前に、中間管理機構から一部修正の申出がありましたので報告させて いただきます。

> まず1ページの真ん中の少し下の借受相手先の「相続人代表 〇〇 〇〇」の 「相続人代表」を削除願います。申出から契約の間に相続登記をされたため変 更となりました。

4ページの上から3行目今町羽栗谷(はぐりや)地番○○○番、1,100平方メ ートルを○○○番-a、1,092 平方メートルへ

7ページの上から12行目今町尺町(しゃくまち)○○○番、452平方メートル を○○○番-a、441.42 平方メートルへ

10 ページの下から 15 行目今町石川 (いしかわ) ○○○番、296 平方メートルを ○○○番-a、274.04 平方メートルへ

12 ページの上から 10 行目今町二俣 (ふたまた) ○○○番、548 平方メートルを ○○○番-a、458.95 平方メートルへ変更をお願いします。

こちらは、申出以降に転用の申請があり、変更となったものです。

中間管理機構から急に訂正の申出がありましたので、口頭で申し訳ないですが よろしくお願いします。

それでは説明させていただきます。

中間管理事業の推進に関する法律により、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農 用地利用配分計画(案)を作成し、農業委員会の意見を聴くこととなっており ます。

農地中間管理機構からの委託を受けて市やⅠAが窓口となり、8月~10月にか けて貸し手からの申し出される農地の受付と借り手の募集を行い、その後農地 中間管理機構と連携して貸し手と借り手のマッチングを行い、12月9日に開催 された利用調整会議を経て、農用地利用配分計画(案)を作成したものです。 先の議案で決定いただきました滋賀県農林漁業担い手育成基金と利用権設定さ れた農地について、機構がマッチングを行い、借受希望のあった法人、認定農 業者などの担い手へ貸付を行うものとなっております。

配分計画の契約開始日は令和5年3月25日からとなっており、県の公告予定日 は3月24日となっています。

また、中間管理事業分の農用地利用集積計画による利用権設定の筆数・面積と、 農用地利用配分計画(案)の筆数・面積の差につきましては、耕作者変更分と 前回の繰越分です。

農用地利用計画配分(案)についての説明は以上ですが、本日、この計画(案)に対するご意見をお伺いした後、滋賀県農林漁業担い手育成基金がこの計画(案)を県に提出され、知事の認可、公告という流れとなります。 どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長事務局の説明が終わりました。 先ほどお伝えした6人の方については、一時退席をお願いいたします。
- 議 長 それでは審議に入ります。 本案件について、ご意見ご質問はございますか。
- 議 長 ございませんか。
- 議長 無いようですので採決に移ります。 議案第5号「農用地利用計画配分(案)について」を承認される方は挙手をお 願いいたします。
- 議 長 全員賛成と認めます。 よって本案は可決承認いたしました。 審議が終了しましたので、6人の方に入室、着席をお願いします。
- 議 長 審議を再開します。 次に事務局長の専決事項として処理しております案件について、報告第1号から第4号まで一括して事務局に説明を求めます。
- 事務局 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の報告について」、1番五個荘竜田町の資材置場の案件から3番宮荘町の住宅用敷地の案件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号「田畑転換等農地の形状変更届出の報告について」、本件は、小田苅町に居住する者が自ら所有する同町地先の農地1筆、面積2,271平方メートルの土地について、かんがい用水が確保できないため、田から畑へ形状変更を行うために届出があったものです。

届出地は、湖東第三小学校から南西へ約 750 メートル離れた位置で、周囲を山林と道路に囲まれた農振農用地の農地です。

農業経営計画書や地元水利組合、愛知川沿岸土地改良区の意見書も添付されており、周辺への影響もないと判断することから同意したものです。

なお、本件の同意書につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関すること」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、番号 1から番号22につきまして、全て相続により所有権を取得されたものです。 届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

報告第4号「農地の貸借権の合意解約の報告について」、貸借の合意解約について説明します。

賃貸借権の合意解約につきましては、1番から10番までです。 続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から6番です。 なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。 以上、第1号から第4号まで報告します。

議 長 事務局の説明が終わりました。 これらの報告について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

2番 議案書 17 ページの使用貸借による合意解約の番号3の賃貸人の名字が間違い ではないかと思うがどうか。

事務局 事務局で確認させていただきます。

議 長 訂正があるようなら本会議の終了までに報告してください。

議長はかにございますか。

議 長 特に無いようですので、これで報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議は全て終了しました。 これをもちまして令和4年度第11回(2月期)月例総会を終了いたします。 長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長	0	0	0	0
26番	0	0	\circ	0
28番	\circ	\circ	\circ	\circ